

高知大学地域協働学部規則

平成 27 年 3 月 25 日
規 則 第 143 号

最終改正 令和 6 年 3 月 1 日規則第 57 号

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 高知大学地域協働学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本学部は、高知県を中心的な教育研究のフィールドとして、地域との「協働」というアプローチによって、地域と真摯に向き合い、地域とともに課題解決を実践する中で、次に掲げる教育、研究、地域貢献を実現するとともに、高知県における課題解決のみならず、我が国社会全体の発展にも寄与することを目的とする。

教育：「地域協働」による学生教育を展開し、地域社会が抱える課題を「地域協働」を通じて解決することのできる「地域協働人材」の育成を通じて地域社会の発展に貢献する。特に、産業、行政、生活・文化の各領域における「コーディネーター」、「イノベーター」を、高知県をフィールドとして、斬新かつ特色ある「地域協働」の教育を通じて育成する。

研究：日本社会の基盤である地域の社会開発及び産業振興に関する研究を「地域協働」の視点から行う。すなわち、産学官民協働による社会実験を繰り返しながら、その結果を分析・総合して、コミュニティの再生や産業の振興に資する「地域協働」の原理や方法を明らかにし、それらを地域にフィードバックすることを通じて、地域社会の再生・発展及び日本社会全体の発展に寄与する。

地域貢献：地域協働による教育研究を学部の柱とすることで、学生教育を通じた、学生力による地域貢献活動を推進する。また、学士課程教育と地域の社会人教育との接合を図ることによって、地域の人材に活力を与え、地域力及び産業力を向上させる。

第 2 章 学 科

(学科)

第 3 条 本学部に、地域協働学科を置く。

第3章 入学

(入学志願手続)

第4条 入学志願者は、所定の期日までに、本学所定の願書を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学者の選考方法は、教授会で定める。

(決定)

第6条 入学者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

第4章 授業

(授業科目、単位数等)

第7条 授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

(単位の上限)

第8条 履修登録できる単位数の上限を定める。その取扱いについては、別に定める。

(他学部又は他大学科目の履修)

第9条 学生は、他学部又は他大学で開設される専門科目を履修することができる。ただし、その場合には本学部長及び他大学等の長の許可を要する。

(授業時間割)

第10条 授業科目の題目及び授業時間割は、毎学年(科目によっては毎学期)授業開始前に発表する。

(履修登録、履修届)

第11条 学生は、毎学期初めに履修しようとする科目を定め、履修登録をするとともに履修届を提出しなければならない。

2 設備その他の都合により、科目の履修人員を制限することがある。

第5章 科目修了

(科目修了)

第12条 授業科目の修了及び成績は、試験又はこれに代わるべき方法、平常成績、出席状況等によって、担当教員が判定し、単位を与えて証明する。

2 科目試験は、学期又は学年の終わりにおいて行うほか、随時行うことがある。

3 単位数の計算基準は、別に定めるところによる。

(出席日数)

第13条 学生は、原則として当該科目につき授業時数の3分の2以上出席しなければ、単

位認定を受けることができない。

(成績評価)

第 14 条 成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

第 6 章 卒 業

(卒業要件)

第 15 条 本学部を卒業するためには、学則第 28 条に規定する修業年限を満たし、高知大学地域協働学部履修規則に定める必要科目の単位を修得しなければならない。

(修業年限、単位の通算)

第 16 条 前条の修業年限及び単位には、本学他学部又は他大学の在学期間及び履修した科目の単位数を通算することがある。

(決定)

第 17 条 卒業者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

第 7 章 転学部、編入学等

(転学部、編入学等)

第 18 条 本学他学部又は他大学の学生で、本学部転学部又は編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

2 前項の時期は、学年初め 1 回とする。

第 19 条 本学部から本学他学部又は他大学に転じようとする場合には、前条に準ずる。

第 8 章 学 位

(学位の授与)

第 20 条 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第 9 章 研究生・科目等履修生

(入学)

第 21 条 本学部の研究生・科目等履修生として入学を願い出る者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

2 研究生・科目等履修生の取扱いその他については、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 1 日規則第 57 号)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和5年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者に対する第2条の適用については、なお従前の例による。